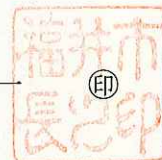


参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年 1月13日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

小当見集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人	11 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業リタイアした場合、農地中間管理機構を通じて今後の地域の中心となる経営体（地区外認定業者氏及び地区外認定新規就農者）へ貸付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・米、野菜、その他の雑穀を、メリハリをつけて作付けする。
- ・直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。
- ・完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。
- ・中心経営体が農作業を集約化出来るように協力する体制が必要。
- ・イノシシ、シカ、サル等に対し、集落全体を守る金網、電気柵の設置を継続

(別紙)

する。

- ・適地適作を計画実施する。
- ・集落営農組織を立上げ、農作業の受委託や農業用機械の共同利用を図り、耕作放棄地を削減していきながら法人化を目指す。